

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで
婚姻前は、自身で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付しており、婚姻後は、元夫と一緒に保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であるとともに、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間を除き、国民年金加入期間に未納は無い上、婚姻後の保険料と一緒に納付していたとする申立人の元夫の昭和 36 年 4 月から平成 3 年 3 月までの国民年金加入期間の保険料は、全て納付済みとなっており、申立人及びその元夫の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、A 市が国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リスト、特殊台帳及びオンライン記録により納付日が確認できる期間について、申立人及びその元夫は、申立期間を除き、同一日に保険料を納付している上、その元夫の申立期間の保険料は、納付済みであることが確認できることから、上記の保険料納付意識の高さを踏まえると、申立人についても申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和38年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月30日から同年6月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間の1か月について未加入となっていることが分かった。この間は、A株式会社B工場から、同社B第二工場に異動となった時期で、継続して勤務していたことは間違いない。申立期間について厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の回答及び同社B第二工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和38年6月1日に、同社B工場から同社B第二工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場における昭和38年4月の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和38年5月30日を資格喪失日として届け、そ

の結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和30年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月21日から同年7月1日まで
昭和26年3月19日にA株式会社に入社し、52年8月20日まで継続して勤務していたが、同社D工場から同社C工場に異動した30年5月21日から同年6月30日までの期間に係る厚生年金保険加入記録が無い。調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社の人事記録、雇用保険の記録及び健康保険の記録並びに複数の同僚の回答から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和30年5月21日に同社D工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C工場に係る昭和30年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、9,000円とすることが妥当である。

一方、A株式会社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所は昭和30年7月1日から適用事業所となっているが、その前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、当該事業所及び複数の同僚の回答によれば、当該事業所は申立期間において5人

以上の従業員を雇用していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和30年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月21日から同年7月1日まで
昭和29年10月から51年1月までA株式会社に継続して勤務していたが、同社D工場から同社C工場に異動した30年5月21日から同年6月30日までの期間に係る厚生年金保険加入記録が無い。調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社の人事記録、雇用保険の記録及び健康保険の記録並びに複数の同僚の回答から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和30年5月21日に同社D工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C工場に係る昭和30年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

一方、A株式会社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所は昭和30年7月1日から適用事業所となっているが、その前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、当該事業所の人事記録及び複数の同僚の回答によれば、当該事業所は申立期間に

において5人以上の従業員を雇用していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成 7 年 2 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成 7 年 2 月まで
昭和 61 年 5 月に A 市 B 区役所年金窓口で、国民年金保険料の免除を申し出たが、「退職金及び失業給付の収入見込みがあり、承認されない。」と言われたため、免除申請は取り下げた。同年 5 月から 62 年 4 月までの間に国民年金加入手続を行い、同年 4 月頃の失業給付の終了を待って、同区役所又は C 市 D 区役所で免除申請を行い、以降、毎年 4 月に D 区役所で免除申請を行っていた。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 5 月から 62 年 4 月までの間に国民年金加入手続を行い、同年 4 月からの申立期間の国民年金保険料は、A 市 B 区役所又は C 市 D 区役所で免除申請を継続して行っていたと主張している。

しかしながら、申立人が主張するとおり国民年金保険料を免除申請するためには、申立人が居住していたとする A 市 B 区又は C 市 D 区において、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、E 県内全て及び F 県内全てについて、「G (漢字氏名)」及び「H (カナ氏名)」で検索したが、該当者はおらず、申立期間当時、申立人に対し同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前の被保険者の資格記録及び申立人の免除記録により、平成 7 年 4 月に払い出されているもの

と推認され、申立人は、この頃国民年金に加入したものと考えられ、申立期間当時、申請免除は申請のあった月の前月分から申請できるとされていたことから、この加入時点において、申立期間は既に国民年金保険料免除を申請できない期間である。

さらに、C市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立人について、申立期間直後の平成7年3月は申請免除を示す「メ」の記録が確認できるものの、平成5年度までは登載されておらず、6年4月から7年2月までの期間は未納になっており、申立期間については保険料が申請免除された形跡は見当たらず、オンライン記録とも整合している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による免除の可能性を検証するため、申立人について、オンライン記録により「I（漢字氏名）」及び「J（漢字氏名）」を含め氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めるとはできない。

京都国民年金 事案 2613 (事案 1874 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から48年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から48年3月まで

私は、会社を退職後の昭和47年3月に、A県B市役所で国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除を申請した。記録の訂正が認められなかった前回の決定には納得できないので、再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについて、申立期間は、i) 国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号(*)は、B市において、昭和48年7月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、同市の国民年金被保険者名簿の「48.6.28 適用」との記載は、申立人が所持している国民年金手帳の発行日とも一致することから、申立人はこの日に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない上、同市が保管している国民年金被保険者名簿では、保険料は未納とされていることが確認できることから、申立期間の保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、遡って納付したとの主張は無いこと。ii) 申立人には、別の国民年金手帳記号番号(*)が、38年11月にC市D区で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できるが、申立人は、40年7月1日に厚生年金保険の被保険者となったことに伴い、国民年金の被保険者資格を喪失し、その後、同手帳記号番号で国民年金に再加入した形跡は見当たらないことから、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成22年7月29日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われて

いる。

今回、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、昭和 47 年 3 月に B 市で国民年金の加入手続後すぐに免除を申請し、承認されたとして再申立てをしている。

しかしながら、国民年金保険料納付・免除の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前述のとおり B 市において、昭和 48 年 7 月に払い出されており、同市の国民年金被保険者名簿の「48.6.28 適用」との記載は、申立人が所持する国民年金手帳の発行日とも一致することから、申立人はこの頃加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、国民年金保険料の申請免除は、申請のあった日に納期限が到来していない月から適用されるとされていることから、上記の払出時点で、申立人については、昭和 48 年 4 月から申請免除期間となっていることに不自然さはない。

さらに、申立人には、上記とは別の国民年金手帳記号番号が、昭和 38 年 11 月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できるが、当該記号番号においては、40 年 7 月に厚生年金保険加入により、国民年金被保険者資格を喪失して以降、国民年金に再加入した形跡は見当たらないことから、同手帳記号番号では申立期間の国民年金保険料を免除されなかったものと考えられる。

なお、申立人が所持する年金手帳に「資格取得日 昭和 47 年 3 月 10 日」と記載されているが、これは、その日が制度上国民年金の被保険者資格を取得した日であることを示すものであり、加入手続日や国民年金保険料の納付・免除を示すものではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、上記とは別の国民年金手帳記号番号による免除の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、ほかの同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これらのことから、申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 12 月 1 日から 11 年 8 月 13 日まで
株式会社Aに、平成 5 年 12 月から勤務していたが、標準報酬月額算定基礎届には基本給のみで届け出が行われ、交通費及び残業手当が含まれていない。交通費及び残業手当を含んだ標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aは、「申立期間当時の賃金台帳等の関連資料は残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、事務担当者であった申立人は、給与からオンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料を控除していた旨を供述している上、元同僚が保管する申立期間の一部に係る給与明細書において、記載された厚生年金保険料控除額に相当する標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致している。

さらに、オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額が遡って訂正されたなどの不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 8 月 1 日まで

A株式会社B工場（現在は、C株式会社）勤務中に給与が下がったことは無かったにもかかわらず、年金記録では申立期間の標準報酬月額がそれまでの3万9,000円から3万3,000円に減額されているのは、社会保険事務所（当時）のミスによるものと思われるので調査し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社B工場に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、昭和40年5月の随時改定時に3万9,000円であるにもかかわらず、その5か月後の同年10月の定時決定では3万3,000円に減額されており、減額されていないことを証明できる給与明細書等は無いものの、給与が毎年昇給していた時期に考えられないとして申し立てている。

しかし、C株式会社は、申立期間に係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、不明である旨を回答しており、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認できる資料及び供述を得ることができない。

さらに、D健康保険組合は、申立期間に係る資料を保管しておらず、当時の標準報酬月額等は不明である旨を回答している。

加えて、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立

人の申立期間の標準報酬月額が3万3,000円と記録されており、記載内容に不備はなく、訂正等の不自然な点も見られない上、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月から30年1月まで

申立期間において、A株式会社の研修施設であるB社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者となっていないので、申立期間が被保険者期間となるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の複数の元同僚の供述により、期間は特定できないものの、申立人が同社の研修施設であるB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時のA株式会社の厚生年金保険に関する資料を管理するC株式会社は、「申立人に係る記録が現存していない。」と回答していることから、申立人の具体的な勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人が氏名を記憶する同僚のうち、連絡先の確認できる同僚に照会を行ったところ、回答のあった同僚全員が、入社後少なくとも1年以上は厚生年金保険に加入していない旨を回答している。

さらに、申立人が昭和29年3月の入社時に、既に勤務していたと記憶している一人の同僚の資格取得日は同年12月1日である上、申立人が30年1月の退職時に、既に勤務していたと記憶している別の一人の同僚の資格取得日は31年10月1日であることを考えると、申立期間当時、当該事業所では、入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月 1 日から 59 年 4 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社に勤務していた期間の年金記録が相違していることが分かった。同事業所には3年間勤務しており、途中で厚生年金保険被保険者資格が喪失しているのはおかしいので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における勤務について申立人は、「通常は9時から14時または15時までのパート勤務であるが、月末月初は残業で帰りが遅くなることもあり、勤務期間を通して、厚生年金保険に加入していたはずだ。」と主張しているが、A社の申立期間当時の事務長に照会したところ、「厚生年金保険の取扱いについて、当時は所定労働時間である一日8時間の4分の3に満たない者は、社会保険加入の対象外であったと思う。」と回答している上、当該事業所は、当時の資料は保管されておらず、申立期間における申立人の勤務実態、申立人に係る厚生年金保険料控除及び納付について、不明である旨の回答をしており、申立人が申立期間当時、厚生年金保険の加入対象に該当していたか否かについて確認することができない。

また、当該事業所の元従業員に照会したが、複数の者は、「申立人はA社に勤務していたが、勤務期間や勤務形態は不明である。自分の厚生年金保険記録に相違は無い。」と回答しており、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できる供述を得ることができない。

さらに、申立期間当時、申立人の配偶者が勤務していた株式会社B（現

在は、株式会社C)に申立人に係るD健康保険組合の記録について照会したところ、申立期間のうち、昭和58年1月17日から59年4月1日までの期間は、配偶者の被扶養者として当該健康保険組合において記録があることが確認できる。

加えて、雇用保険加入記録についてE労働局に照会したところ、申立人のA社における離職日は、昭和57年7月31日と記録されており、厚生年金保険の資格喪失日と符合している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格喪失日は昭和57年8月1日と記載されており、備考欄には「57/8」の記載と「返」に○印があることから、同年8月に申立人の健康保険被保険者証が返納されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から26年3月5日まで

私は昭和24年3月高校を卒業して、同年4月からA株式会社において、B（職種）として勤務することになった。関連会社の社長から紹介されたので、社員として勤務していたことは間違いないが、26年3月に退職するまでの年金記録が無い。集合写真と一緒に写っている元同僚には記録があるのに、自分の記録が抜けていることは納得できない。調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するA株式会社の元同僚と撮影した集合写真及び元同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A株式会社が厚生年金保険の新規適用事業所になったのは、昭和25年4月27日からであり、申立期間のうち、24年4月1日から25年4月26日までの期間については、適用事業所となっていないことが認められる。

また、申立人は、昭和26年3月5日まで勤務していたと主張しているが、申立人が「自分が退職する時にはまだ勤務していた。」と供述する元同僚に係る被保険者資格喪失日が、26年1月1日と記録されており、申立人の主張とは符合しない上、複数の元同僚に文書照会を行ったものの回答は得られず、申立人の勤務期間を特定することができない。

さらに、当該事業所は既に廃業しており、当時の事業主も死亡している

ため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月11日から同年12月24日まで
昭和33年10月1日にA社に入社してから42年2月まで継続して勤務しており、厚生年金保険にも継続して加入していたのに、申立期間の記録が抜けている。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人が申立期間に勤務していたと申し立てているA社の後継事業所であるB株式会社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（確認並に決定通知書）」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（確認並に決定通知書）」から、A社が申立人について、昭和38年11月11日に厚生年金保険被保険者としての資格を喪失させた後、同年12月24日に再度資格取得の手続きを行っていることが確認でき、オンライン記録と一致する。

また、上記のB株式会社が保管する「失業保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「失業保険被保険者資格取得確認通知書」から、A社が申立人について、昭和38年11月10日に離職により失業保険被保険者としての資格を喪失させた後、同年12月24日に再入社により再度資格取得の手続きを行っていることが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和33年10月1日に、健康保険の整理番号C番で被保険者資格を

取得し、38年11月11日に同資格を喪失後、同年12月24日に、再度、健康保険の整理番号D番で、同資格を取得していることが確認でき、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。